

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

申請先

生徒が在籍する高等学校等の事務室

給付金の支給時期

受給申請書の審査等の結果認定された場合は、12月末までに指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺します。

Q & A

Q. 奨学のための給付金とは何ですか。

A. 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減する目的で支給する、返済不要の給付金です。

Q. 住民税のうち所得割額は0円ですが、均等割額が0円ではありません。対象となりますか。

A. 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であれば、均等割額が0円ではなくても対象となります。

Q. 7月1日以降に、転学（又は退学）予定です。対象となりますか。

A. 7月1日時点で要件を満たしていれば対象となります。必ず7月1日時点で在籍している高等学校等で申請してください。

Q. 家に高校生が2人います。2人とも申請できますか。

A. 要件を満たす生徒が複数いる世帯は、生徒それぞれについて申請が可能です。

Q. 申請者以外の名義の口座を振込先口座とすることはできますか。

A. 申請者以外の名義の口座でも申請が可能です。

Q. 結果や振込日はどのようにわかりますか。

A. 学校を通じて「支給決定通知書」をお渡しします。認定された場合は、支給決定通知書に振込予定日を記載します。

お問い合わせ先

●お通りの高等学校等の事務室

●大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

電話：06-6941-0351(代) FAX：06-6946-1141

●府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

●大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishitsu/kyufukin/>

国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

要件

令和3年7月1日時点において、次の①～⑥の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① **保護者等（親権者全員）**の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税（0円）の世帯**、もしくは**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に住所を有していること**（※）
- ③ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和4年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。）
- ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※ 保護者等（親権者）のうち一方が大阪府内、一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府教育庁に申請できます。他の都道府県に対して重複して申請を行うことはできません。

※ 保護者等（親権者）の両方が他の都道府県に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※ 給付回数は、通算3回（定時制・通信制の場合は4回。専攻科は2回、ただし修業年限が1年なら1回）が上限となります。ただし、学び直し支援金制度対象者は1回（定時制・通信制の場合は最大2回）まで追加給付が可能です。

児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

給付金額

| 区分 | 対象生徒の区分 | 給付金額 | | |
|----|-------------------------------|---|---------|---------|
| | | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
| 1 | 生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 | 32,300円 | | |
| 2 | 令和3年度* 道府県民税 所得割額 及び | 区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒 | 48,500円 | 48,500円 |
| 3 | 市町村民税 所得割額 非課税世帯 | 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・bのいずれかに該当する場合（※1※2※3） a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等 （全日制・定時制）に在学していないこと | | |

※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除く）

※2 年齢及び扶養者の状況は令和3年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の被保険者氏名が保護者等（親権者）であること等で判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。再婚相手等、申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

* 令和2年の所得に応じた額です。

申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、**受給申請書**に下記の書類を添付して、学校の定める期日までに提出してください。
下記の区分については、p.1の【給付金額】をご参照ください。

- ア 生活保護受給証明書の原本（生業扶助の記載・世帯全員の氏名・生年月日・続柄のあるもの）（注1）【区分1】
- イ 保護者等（親権者全員）の課税証明書等（注2）【区分2・3】
- ウ 生徒本人の健康保険証の写し【区分2・3】
- エ 生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し【区分3】
- オ 次の条件に該当する兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹の在学証明書の原本（注1）【区分3で、該当するとき】
 - ・3aの高等学校等に在学する兄弟が23歳以上であるとき
 - ・3bの兄弟姉妹のうち、弟妹が通信制の高等学校等に在学しているとき
- カ 給付金振込先口座の通帳等の写し【いずれの区分も必要です】

注1 上記のアとオについては、令和3年7月1日以降に発行されたもの

注2 上記のイについては、令和3年度のもの。以下の①～③のいずれかの書類をご提出ください。

- ① 令和3年度市民税・府民税 課税（非課税）証明書（コピー不可）
全部の事項が記載された原本で、市町村の税証明窓口で3か月以内に発行されたものに限り、ます。
- ② 【サラリーマン世帯の方】市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）のコピー
サラリーマンの方等に令和3年5～6月頃、勤務先から配付されているものです。
A3用紙1枚に全体が入った状態で、分割せず、原寸大でコピーされたものに限り、ます。
- ③ 【自営業世帯の方】市民税・府民税 納税通知書のコピー
自営業の方等に市町村から送付されるもので、全てのページが原寸大でコピーされたものに限り、ます。

※ 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請書を学校に提出した際に、マイナンバーを提出した方が課税証明書（又は非課税証明書）を省略することはできません。

※ 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請書を学校に提出した際に、アの生活保護受給証明書の原本、又は、イの課税証明書等を添付された方は提出を省略できます。

※ 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できない場合（例：海外赴任等）は、この給付金の支給を受けることはできません。

※ 配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は必要です。

必要書類チェックリスト

| | 生活保護世帯 | | 非課税世帯 | |
|----------------|------------------|-----|-------|-----|
| | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分3 |
| 奨学のための給付金受給申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 添付書類 | ア 生活保護受給証明書 | ○ | × | × |
| | イ 保護者等全員の課税証明書等 | × | ○ | ○ |
| | ウ 生徒本人の保険証の写し | × | ○ | ○ |
| | エ 生徒の兄弟姉妹の保険証の写し | × | × | ○ |
| | オ 生徒の兄弟姉妹の在学証明書 | × | × | △ |
| カ 通帳等の写し | ○ | ○ | ○ | ○ |

対象者確認シート

